

令和3年度 定期総会議案書

書面表決により実施

議 事

- | | | |
|-----|-------|-----------------------|
| I | 第1号議案 | 令和2年度事業報告（案） |
| II | 第2号議案 | 令和2年度会計決算報告（案）並びに監査報告 |
| III | 第3号議案 | 令和3年度会長選考及び役員（案） |
| IV | 第4号議案 | 令和3年度事業計画（案） |
| V | 第5号議案 | 令和3年度予算（案） |
| VI | 第6号議案 | 会則改正（案） |

熊本県学校事務研究協議会

I 第1号議案 令和2年度事業報告（案）

1 基本方針

本会の会則第3条はその活動目的を、

- 1 学校教育の効果をあげるため学校事務の向上発展を図る。
- 2 会員の資質の向上につとめ、その社会的、経済的地位の向上を図る。

とし、会則第4条で、この目的を達成するために次の事業を行うとしています。

- 1 学校事務に関する研究及び研究大会の開催
- 2 本会と目的を同じくする他団体との連絡・連携に関すること
- 3 その他、会の目的達成に必要なこと

本会結成時謳われた目的は今日もなお厳然と存在していますし、この目的を達成するために本会では熊本県学校事務研究大会を開催し、会報を発行し、会の目的達成に必要な様々な活動を行っています。

本年度は昨年度の基本方針を受け継ぎながら本会の基本方針を次のとおりとしました。

- 1 本会の目的達成のために組織のさらなる充実に努める。
- 2 熊本県学校事務研究大会等への参加を通じて、学校事務職員の資質の向上を図る。
- 3 熊本版グランドデザインの検証と次期「熊本版グランドデザイン」の策定検討
- 4 幅広く情報を収集してタイムリーな会報の発行、ホームページの更新に努めるとともに、学校事務必携の内容の充実に努める。
- 5 学校事務に関する全国レベルの情報収集と発信を行い、交流の活性化に努める。
- 6 全県下の共同実施、学校事務センター、コミュニティ・スクールの実態を把握し、先進的実践の情報提供を行う。

2 会務運営・研究推進報告

(1) 基本方針1「本会の目的達成のために組織のさらなる充実に努める」について

本会は、県内11地区の学校事務研究会によって構成される「研究協議会」です。各地区研会長が理事となる理事会の総括の下に事務局と研究部があり、それぞれの機関の目的と役割を明確化し、各役員が無理すること無く会務に従事できるよう環境整備を図りました。

しかしながらも、今年度については、7月豪雨災害そして、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため会務に係る運営会議等の開催が困難な状況となり、試行錯誤しながら書面又は、WEB会議等を活用しその都度状況を見極めながら進めてまいりました。

また、平成26年3月の機構整備委員会の答申に基づいた年2回に分けた大会運営（3年間の成果や課題等）を検証するため、本年度機構整備委員会を開催しました。この緊急事態の状況における今後の大会運営と組織のさらなる充実等につき検討を行いました。

学校事務職員功労者表彰については、理事会での議決を経て、本県の学校事務を牽引してこられた6名の先輩方に感謝状を授与し敬意を表しました。

新型コロナウイルス感染症対策等の状況を見極めながらも、引き続き本会の活動目的達成のために組織の充実に努めていきます。

(2) 基本方針2「熊本県学校事務研究大会等への参加を通じて、学校事務職員の資質の向上を図る」について

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年6月26日(金)に予定していました「令和2年度熊本県学校事務研究大会並びに総会」の開催が困難であると判断し、全体研究会の中止と紙面による総会を行いました。

また、令和3年1月15日(金)に予定していました「第45回熊本県学校事務研究大会」についても、同様に今年度開催は困難と判断し、令和3年度へ延期としました。

こういったまさに緊急事態の状況であるため、全会員が集う総会・研究大会等を今年度については実施できませんでしたが、次年度以降の研究大会並びに総会がよりよい会となるように新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ、熟議していきたいと思っております。

(3) 基本方針3「熊本版グランドデザインの検証と次期『熊本版グランドデザイン』の策定検討」について

本年度の研究テーマを『「連携」と「協創」は学校事務のイノベーション～振り返る今の自分、創造する明日の学校～』とし平成28年度からの5カ年計画における研究のまとめの1年となるように活動を計画しました。

熊本版グランドデザインの検証については、過去4年間の研究大会において熊本版グランドデザインの策定目標と必要性について以下のように発表をしてきました。

- ・教育課程とは学校で行われている、学校教育目標を達成するためのすべての教育活動であり、学校事務職員はその教育活動に間接的に関わっていること。

- ・学校事務は、教育資源である「ヒト・モノ・カネ・情報・時間」に深くかかわっており、子どもの育ちを支援する地域と行政ともつながっており、子どもの豊かな育ちを支援できる職業であること。

- ・学校事務職員の専門性を生かし教員と協働することは、教員のカリキュラムと機能で結びつくことであり、この協働するという考え方はとても重要であること。

- ・協働を意識的に行うために教育環境整備やカリキュラムに応じた資源の調整を行うことを「機能」とし、学校事務の具体的役割を明らかにすることが重要であること。

そして、熊本版グランドデザインを策定し研究を続けてきたこの5年間のまとめとして、本年度は研究内容を「カリキュラム・マネジメントにおける事務部 Action プランの研究」としました。研究内容については、まず学校におけるマネジメントの検証とマネジメントをどの領域や場面で機能させなければいけないかを理論研究により検証することとしました。

本年度は、総会及び全体会と研究大会が開催されなかったため、研究部会の研究部長あいさつを兼ねて各地区代表の研究部員とマネジメント研修をディスカッション形式で行いました。研修を行ったマネジメントについては、学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメント、学校財務マネジメントで、その研修をもとに研究班でそれぞれのマネジメントが果たすべき役割について、熊本版グランドデザインと事務部 Action プランの研究を深めることで検証することができました。検証結果については、学校組織マネジメントは「学校教育目標達成を目的としたマネジメント」、カリキュラム・マネジメントは「学校教育目標を具現化することを目的としたマネジメント」、学校財務マネジメントは「学校教育目標の具体化を目的としたマネジメント」これらの目的達成のために展開される教育活動は質の高いものにしなければいけません。そのために総務・財務等に通ずる専門職として、組織の仕組みや組織をコーディネートし、学校内外にある資源を調整していくことでさらに質の高い教育活動の展開が期待されます。学校の資源＝リソースを教育活動につなぐ役割としての「リソース・マネージャー」としての役割が研究により新たに導き出されることとなり

ました。

5年間の研究のまとめをすることにより、新たに継続して研究する必要があるキーワードを導き出すことができました。これらのキーワードから次期グランドデザインのための改訂を検討していかなければいけません。今年度の研究テーマのサブタイトルである「振り返る今の自分、創造する明日の学校」どおり今までの研究を振り返り、明日の学校を熊本県下の学校事務職員全員で協創できるようなレポートを研究集録に掲載することができたので、継続してのグランドデザインの研究を続けていきたいと考えています。

（４）基本方針４「幅広く情報を収集してタイムリーな会報の発行、ホームページの更新に努めるとともに、学校事務必携の内容の充実を図る」について

本年度の会報は年間５回（第134号～138号）発行しました。より会員に身近に感じてもらえるよう、熊事研新会員や行政部局へ異動した元会員の紹介、県内の学校事務センターの紹介などの記事を掲載しました。熊事研ホームページ上での発行ですが、各地区の理事を通じて会員へお知らせをしました。

会報の記載内容については次のとおりです。

- ・第134号 研究部の取組（研究部長あいさつ）／ようこそ！熊本県学校事務研究協議会へ（新会員紹介）／2019年度研究部及び事務局卒業生より／令和2年度定期総会報告
- ・第135号 熊事研会長あいさつ／地区研の紹介／令和2年度事務局・研究部新入部員紹介
- ・第136号 学校事務センター業務の様子／異校種間異動アンケート
- ・第137号 学校事務センター紹介
- ・第138号 会長あいさつ／退職者よりメッセージ／全事研岐阜大会代替事業（動画配信）報告

学校事務必携については、資料編の条例改正等に伴う変更とあわせて、掲載資料の見直しや新たな資料の追加を行いました。ダイアリー部分についても、より使いやすいよう見直しを行いました。

また、鶴城中学校美術部及び女子バレー部に描いていただいた干支の絵をカレンダー挿絵及び「資料編」表紙として掲載しました。

ホームページについては、会報など会員への情報提供等に活用しました。

（５）基本方針５「学校事務に関する全国レベルの情報収集と発信を行い、交流の活性化に努める」について

全事研からの調査依頼により、5月期は、学校事務職員数等に関する調査、学校事務職員の定数加配に関する調査、小中学校における「リーダー（事務長）」の配置調査、事務職員の配置や組織化等に関する調査を行いました。また、11月期は各地区研究研修大会調査、都道府県学校事務研究大会調査、令和元年度学校財務調査、事務職員の標準的な職務内容と地域協働に関する調査、共同学校事務室（共同実施等）取組内容調査、学校での教材備品の整備に関する調査を行いました。

事務局・研究部情報調査班を中心に、県教育委員会、市町村教育委員会、各地区研、そして、今年度は任意で市区町村立義務教育諸学校事務職員へ協力を仰ぎ、短い調査期間にもかかわらずスムーズに調査・報告をすることが出来ました。結果につきましては、全事研HPに掲載されていますので、全国の情報等の収集に役立てていただきたいと思います。

さらに、全事研究会報をはじめその他全事研から提供される文部科学省の情報や全国の情勢についても、各地区理事を通し会員へ届けました。

(6) 基本方針6「全県下の共同実施、学校事務センター、コミュニティ・スクールの実態を把握し、先進的実践の情報提供を行う」について

学校事務センターについては、今年度も会報第 136 号「学校事務センター業務の様子」～137号「学校事務センター紹介」の記事で会員へ紹介しました。今後も共同実施、学校事務センター及びコミュニティ・スクール等の現状について、ホームページ等も活用しながら会員への情報提供に努めていきたいと考えています。

3 令和2年度の主な行事（機関会議を中心として）

年月日	事業内容				
	理事会	事務局会	研究部会	事務局・研究部 合同会	他
令和2年5月20日		第1回			監査会
6月26日	令和2年度熊本県学校事務研究大会並びに総会（くまもと森都心プラザ）中止				
6月26日	令和2年度熊本県学校事務研究協議会定期総会（熊本市国際交流会館） 委任状及び代表出席により開催				
6月26日	第1回	第2回	第1回		
8月5日		臨時事務局会			
8月6日～7日	第52回全国公立小中学校学校事務研究大会岐阜大会（岐阜県）延期 令和3年1月～2月に代替事業（紙上発表及びオンライン）により開催				
8月27日	全国公立小中学校学校事務職員研究会定期総会（岐阜県） 書面表決により開催				
9月4日	第23回九州地区事務研究会役員研修会（城彩苑多目的交流室）中止				
10月7日	第2回 （書面表決）				
11月27日		第3回	第2回		
12月18日			第3回		
令和3年1月15日	第45回熊本県学校事務研究大会（くまもと森都心プラザ）延期				
1月22日	第3回 （Web会議）	第4回 （Web会議）			
2月10日	第27回全事研セミナー（神奈川県）延期 令和3年7月にオンラインにより開催予定				
2月19日		第5回 （Web会議）			
2月26日	全国公立小中学校学校事務職員研究会評議員会（神奈川県） 書面表決により開催				

2月26日			第4回 (Web会議)		
3月5日	第4回 (Web会議)	第6回 (Web会議)			
当初行事計画	理事会 全4回を計画	事務局会 全8回を計画	研究部会 全9回を計画 研修班会 全1回を計画 研究班会 全2回を計画	事務局・研究部 合同会 全3回を計画	

※見え消しは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止又は延期となった行事。

※第3回理事会、第4回事務局会より Web 会議ツールによる非集合型の会議を実施。

Ⅱ 第2号議案 令和2年度会計決算報告(案)並びに監査報告

1 一般会計決算報告(案)

1)収 入

項	目	当初予算額(A)	更正予算額(B)	決算額(C)	比較増減(C)-(B)	備 考
繰越金	前年度繰越金	682,544	682,544	682,544	0	
会 費	会 費	1,704,000	1,704,000	1,509,000	△ 195,000	3,000円×503名
助成金	研究助成金	150,000	150,000	150,000	0	(公財)日本教育公務員 弘済会熊本支部より
雑収入	雑収入	10	58,520	58,524	4	預金利息 ¹⁴ 前年度払込 会場使用料払戻 58,510
合 計		2,536,554	2,595,064	2,400,068	△ 194,996	

2)支 出

項	目	当初予算額(A)	更正予算額(B)	決算額(C)	残額(B)-(C)	備 考
運営費	需用費	130,000	130,000	50,772	79,228	各種消耗品代
	印刷製本費	0	230,000	225,000	5,000	研究集録印刷代
	役務費	45,000	60,000	69,581	△ 9,581	切手代、振込手数料
	使用料賃借料	300,000	200,000	153,151	46,849	機関会議・6月大会会場 費
	備品購入費	100,000	100,000	38,400	61,600	プリンタ代
	旅 費	870,000	500,000	232,400	267,600	機関会議旅費
	報 償 費	0	0	0	0	
	行 動 費	160,000	50,000	21,000	29,000	役員行動費
研究助成金		150,000	150,000	150,000	0	研究部研究費
全事研大会準備金		300,000	500,000	500,000	0	九州地区での開催に関わる積立
全国大会派遣旅費補助		0	0	0	0	
予 備 費		481,554	675,064	0	675,064	
合 計		2,536,554	2,595,064	1,440,304	1,154,760	

3)収 支

(収入) 2,400,068 円 － (支出) 1,440,304 円 ＝ (残額) 959,764 円

上記のとおり報告します。なお、残額は次年度へ繰り越します。

令和3年3月31日

熊本県学校事務研究協議会長 宮崎 文子

2 大会会計決算報告（案）

1) 収 入

項	目	本年度予算	本年度決算	増 減	備 考
繰 越 金	前年度繰越金	556,809	556,809	0	
会 費	大会参加費 及び資料代	1,136,000	0	△ 1,136,000	大会開催なし
雑 収 入	雑 収 入	4	30,285	30,281	預金利息5、前年度払込会場使用料払戻 30,280
合 計		1,692,813	587,094	△ 1,105,719	

2) 支 出

項	目	予算額	決算額	残 額	備 考
研究 大会 費	需 用 費	100,000	0	100,000	
	印 刷 製 本 費	200,000	0	200,000	
	役 務 費	40,000	1,650	38,350	前年度会議旅費振込手数料
	使 用 料 賃 借 料	200,000	78,000	122,000	来年度会場使用料
	旅 費	300,000	0	300,000	
	報 償 費	600,000	0	600,000	
	研 究 助 成 金	50,000	0	50,000	
予 備 費		202,813	0	202,813	
合 計		1,692,813	79,650	1,613,163	

3) 収 支

(収入) 587,094 円 － (支出) 79,650 円 ＝ (残額) 507,444 円

上記のとおり報告します。なお、残額は次年度へ繰り越します。

令和3年3月31日

熊本県学校事務研究協議会長 宮崎 文子

3 全事研会計決算報告（案）

1) 収 入

項	目	本年度予算	本年度決算	増 減	備 考
繰 越 金	前年度繰越金	115,255	115,255	0	
会 費	会 費	330,000	301,470	△ 28,530	1,000円×304名 (手数料2,530円)
雑 収 入	雑 収 入	0	1	1	預金利息1
合 計		445,255	416,726	△ 28,529	

2) 支 出

項	目	予算額	決算額	残 額	備 考
運 営 費	会 費	200,000	200,000	0	1,000円×200名
	印 刷 費	5,000	0	5,000	
	役 務 費	7,000	6,060	940	5月期調査等送料
	旅 費	170,000	0	170,000	
予 備 費		63,255	2,420	60,835	5月期調査CD等消耗品費
合 計		445,255	208,480	236,775	

3) 収 支

(収入) 416,726 円 - (支出) 208,480 円 = (残額) 208,246 円

上記のとおり報告します。なお、残額は次年度へ繰り越します。

令和3年3月31日

熊本県学校事務研究協議会長 宮崎 文子

4 全事研大会準備金積立金現在高（令和3年3月31日時点）

（単位：円）

区分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	令和2年度中における増減		備考
				積立額	取り崩し額	
全事研大会 準備金	0	500,000	500,000	500,000	0	一般会計全事研大会準備 金より繰入500,000

5 事務必携会計決算報告（案）

1) 収 入

項 目	決算額	備 考
繰 越 金	164,690	前年度繰越金
前年度版売上金	32,800	41部
売上金（会員）	377,460	482部 各地区からの振込手数料を除く
売上金（会員外）	165,600	138部
雑 収 入	3,332	会員外送付送料、預金利息
合 計	743,882	

2) 支 出

項 目	決算額	備 考
消耗品費	2,458	スクールプランニングノート 2,200円 令和2年7月豪雨災害対応分用紙代 258円
印刷製本費	528,550	事務必携印刷 750部 送料・振込手数料含む
役 務 費	10,522	郵送による納品分送料（前年度版） 2,960円 郵送による納品分送料 370円 令和2年7月豪雨災害対応分送料 370円 公費支払用請求書送料 1,122円 必携挿絵お礼送料 520円 新規採用職員への必携送料 5,180円
旅 費	-	必携編集会議なし
会 場 費	-	
合 計	541,530	

3) 収 支

（収入）743,882円 － （支出）541,530円 ＝ （残額）202,352円

上記のとおり報告します。なお、残額は次年度へ繰り越します。

令和3年3月31日

熊本県学校事務研究協議会長 宮崎 文子

監 査 報 告 書

熊本県学校事務研究協議会の会計について監査を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 令和3年4月14日(水)午後3時00分より
- 2 場 所 市民会館シアーズホーム夢ホール(熊本市市民会館)(熊本市)
- 3 監査した書類 一般会計、大会会計、全事研会計、必携会計、
出納帳、領収書綴、通帳

上記のとおり監査を実施した結果、適正に処理されていたことを報告します。

令和3年4月14日

令和2年度熊本県学校事務研究協議会監事

本多 真由美  印

同 矢口 美香  印

参加者	監 事	矢口 美香	(荒玉地区)
	監 事	本多真由美	(天草地区)
	会 長	宮崎 文子	
	事務局長	坂本 幸陽	
	会 計	藤川 朋子	(一般会計担当)
	会 計	緒方 美和	(大会会計、全事研会計担当)
	研究部員	油布 円弥	(必携会計担当)

Ⅲ 第3号議案 令和3年度会長選考及び役員（案）

会則 第3章 役員 第7条から第10条を参照

会 長	宮崎 文子（荒玉地区）	玉名市立玉名中学校
副 会 長	平尾 幸夫（菊池地区）	菊池市立菊池北中学校
副 会 長	中村 勝美（宇城地区）	美里町立砥用中学校
監 事	水野 薫（山鹿地区）	山鹿市立三岳小学校
監 事	今福 文（水葦地区）	水俣市立水東小学校
事務局長	坂本 幸陽（上益城地区）	益城町立飯野小学校
研究部長	平野 哲也（宇城地区）	宇土市立鶴城中学校
顧 問	上田 千浩（熊本地区）	熊本市立城南中学校

理 事

選出地区	氏 名	学 校 名
荒玉	塩塚 由美	天水中学校
山鹿	草野富士子	山鹿中学校
菊池	山下 久美	菊陽中部小学校
阿蘇	佐藤 真理	阿蘇小学校
熊本	徳永 治	日吉中学校
上益城	鬼塚 誠	小坂小学校
宇城	浦野 美香	中央中学校
八代	後藤 義一	坂本中学校
人球	松本 結子	山江中学校
水葦	今脇 里美	津奈木中学校
天草	三嶋 浩子	牛深東小学校

事務局員

選出地区	氏 名	学 校 名
菊池	宇都宮裕子	大津北小学校
菊池	岩木 和美	合志楓の森 中学校
熊本	藤川 朋子	小島小学校
熊本	緒方 美和	豊田小学校
人球	水篠こずえ	相良中学校
人球	田中 美里	相良北小学校
県北	城戸 康幸	玉陵中学校

研究部員

選出地区	氏 名	学 校 名
荒玉	平松 幸大	荒尾第三中学校
山鹿	金柿 潤平	鹿本中学校
菊池	川端 亨	菊池南中学校
阿蘇	枝川 雛子	高森中学校
熊本	山内 京介	御幸小学校
上益城	吉岡 翼	木倉小学校
宇城	山本 晋也	松橋小学校
八代	池田 野々	太田郷小学校
人球	久保田美千子	山田小学校
水葦	林田 真奈	葛渡小学校
天草	宮内 康貴	龍ヶ岳小学校
情報	油布 円弥	甲佐小学校
情報	井上 美来	励徳小学校
県北	水本 利奈	鹿北中学校
県央		
県南	伊賀上大起	木上小学校

旧役員一覧

副会長

上田	千浩	(熊本地区)
水野	薫	(山鹿地区)

理事

水野	薫	(山鹿地区)
渡邊	慎一郎	(阿蘇地区)
塚本	千佳	(熊本地区)
東	雄一郎	(八代地区)
五島	理香	(人球地区)
轟田	隆二	(天草地区)

監事

矢口	美香	(荒玉地区)
本多	真由美	(天草地区)

事務局員

井上	美来	(宇城地区)
松永	珠枝	(熊本地区)

研究部員

内田	知美	(荒玉地区)
有高	美希	(菊池地区)
大澤	成美	(上益城地区)
本田	一仁	(八代地区)
松下	大地	(天草地区)

IV 第4号議案 令和3年度事業計画（案）

1 基本方針

本会の会則第3条はその活動目的を、

- 1 学校教育の効果をあげるため学校事務の向上発展を図る。
- 2 会員の資質の向上につとめ、その社会的、経済的地位の向上を図る。

とし、会則第4条で、この目的を達成するために次の事業を行うとしています。

- 1 学校事務に関する研究及び研究大会の開催
- 2 本会と目的を同じくする他団体との連絡・連携に関すること
- 3 その他、会の目的達成に必要なこと

本会結成時謳われた目的は今日もなお厳然と存在していますし、この目的を達成するために本会では熊本県学校事務研究大会を開催し、会報を発行し、会の目的達成に必要な様々な活動を行っています。

本年度も昨年度の基本方針を受け継ぎながら本会の基本方針を次のとおりとします。

- 1 本会の目的達成のために組織のさらなる充実に努める。
- 2 熊本県学校事務研究大会等への参加を通じて、学校事務職員の資質の向上を図る。
- 3 熊本版グランドデザインの検証と次期「熊本版グランドデザイン」の策定検討
- 4 幅広く情報を収集してタイムリーな会報の発行、ホームページの更新に努めるとともに、学校事務必携の内容の充実に努める。
- 5 学校事務に関する全国レベルの情報収集と発信を行い、交流の活性化に努める。
- 6 全県下の共同実施、学校事務センター、コミュニティ・スクールの実態を把握し、先進的実践の情報提供を行う。

2 会務運営・研究推進計画

(1) 基本方針1「本会の目的達成のために組織のさらなる充実に努める」について

本会は、県内11地区の学校事務研究会によって構成される「研究協議会」です。各地区研会長が理事となる理事会の総括の下に事務局と研究部があり、それぞれの機関の目的と役割を明確化し、各役員が無理すること無く会務に従事できるよう環境整備を図ります。

平成26年3月の機構整備委員会の答申に基づいた年2回に分けた大会運営、及び令和3年1月、2月の機構整備委員会の答申に基づいた「研究協議会」としての総会の開催、今後の大会運営に対応できるよう、この新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況の中ではありますが、「研究協議会」としての原点に立ち返り組織のさらなる充実に努めていきたいと考えています。

本会を構成する各地区研とは常に理事を通じて密接な連携をとり、地区研・熊事研一体となって、本会の活動目的に沿った学校事務研究活動を推進します。

また、引き続き学校事務職員功労者表彰を行い、お互い支え合うこと、励まし合うことを大切に、熊事研をリードしてこられた諸先輩方や特別な研究等の顕著な功績があった方に感謝の意を表します。

(2) 基本方針2「熊本県学校事務研究大会等への参加を通じて、学校事務職員の資質の向上を図る」について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の中、昨年度から準備・計画を進めてまいりましたが、変異型ウイルスの猛威等、昨今の状況を踏まえ、本年6月に行う予定の研究大会を中止し、本協議会の定期総会については書面決議にて実施することとしました。

なお、熊事研の方向性を示す研究部からの基調報告については、書面決議の際報告をし、「研究協議会」としての、ベクトルを揃えて本年度の研究を進めていきます。

令和2年度より延期されました第45回熊本県学校事務研究大会は、令和4年1月14日(金)に、感染症拡大防止に配慮のうえ、熊本市民会館シアーズホーム夢ホールにて開催予定です。

しかしながら、本年度におきましても、新型コロナウイルス感染症がどのような状況であるか予測不能であるため、状況を確認しながら研究大会を提案したいと思えます。

文部科学省が提唱する「チーム学校」や「学校における働き方改革」で重要な役割を担う学校事務職員として、さらなるマネジメント力を強化するための研修は大変重要であると考えます。

本県の会員が一同に集まり研鑽を積み、地区をこえた情報の共有の場としても本研究大会が果たす役割は重要であると考え、有意義な研究大会の開催に取り組みます。

また、全国公立小中学校学校事務研究大会の分科会発表や九州地区での全国公立小中学校学校事務研究大会開催を見据え、熊事研(研究部)の取組を全会員が共通認識できる研究活動・研究大会になるよう努めます。

さらに、全国公立小中学校学校事務研究大会、全事研セミナーおよび他県の研究大会等の開催について、迅速な情報の発信を行い、会員自らの自主的自発的に学ぶ場の情報提供を行います。

(3) 基本方針3「熊本版グランドデザインの検証と次期『熊本版グランドデザイン』の策定検討」について

研究部は、本年度も「子どもの豊かな学びを支援する学校事務」をテーマに掲げて活動します。このテーマは、熊事研大会のサブテーマでもあり、熊本版グランドデザインの学校事務職員の目標です。

平成29年3月31日に「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、4月1日から施行されました。また、平成31年1月25日に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が中央教育審議会より出されました。「教師のこれまでの働き方を見直し、教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」が学校における働き方改革の目的とされています。答申のなかの「第5章 学校の組織運営体制の在り方」において、「学校全体において働き方改革を進めていくための以下の観点を踏まえ学校組織を構築する必要がある」として、「事務職員等のミドルリーダーがそれぞれのリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進する必要がある。総務・財務等に通じる専門職である事務職員やサポートスタッフ等と役割分担を図る必要がある。このため、事務職員の質の向上に取り組むとともに、共同学校事務室の活用や庶務事務システムの導入を含め教育委員会と連携した学校事務の適正化と事務処理の効率化を図る必要がある。」とされています。そして、目指すべき学校組織運営体制の在り方において「学校における働き方改革の推進にあたっては、事務職員の校務運営への参画を一層拡大することが必要です。事務職員は、その学校運営事務に関する専門性を生かしつつ、より広い視点に立って、学校運営について副校長・教頭とともに

校長を補佐する役割を果たすことが期待されています。文科省や教育委員会は、権限や責任をもった事務長をはじめとした事務職員の配置・活用などを推進し、事務職員の資の向上や学校事務の適性化と効率的な処理、事務機能をさらに進めるべきことである。」とあります。改正法では、「事務に従事する」から「事務をつかさどる」と改められ、「共同学校事務室」の設置が制度化されました。これまでの単なる事務作業ではなく、企画立案・調整・判断など仕事の質を高め、より主体的・積極的に学校運営に参画することで学校の機能強化につなげていくことを求められています。また、学校の働き方改革では学校運営事務に関する専門性を生かし、校務運営への参画を一層拡大することが求められています。

熊本版グランドデザイン策定に係る5カ年計画のまとめとして、令和2年度に研究レポートを作成し、次期グランドデザイン策定につながるキーワードを導き出すことができました。これらのキーワードをもとに新たな熊本版グランドデザインの策定に取り組みます。

また、このような状況下における今後の研究大会の姿を研究部で会員アンケートをもとに理事会に提案していきたいと考えています。

次期熊本版グランドデザイン策定に向け令和3年度から次期グランドデザインの研究に取り組み、今後さらに検討を要する事項についてはアンケートにより把握し、熊本県学校事務研究協議会として会員のニーズにあった策定を進めたいと思います。

(4) 基本方針4「幅広く情報を収集してタイムリーな会報の発行、ホームページの更新に努めるとともに、学校事務必携の内容の充実を図る」について

「熊事研会報」は創刊以来、昨年度末までに138号を発行しました。本年度も3回以上の発行を計画しています。内容が固定化しているのご意見もありましたので、固定的な記事の他に關心を持てるような記事を掲載する工夫をします。具体的には、全会員の関心が高い学校事務センターやコミュニティ・スクールなどに関する意見やつぶやきなどの寄稿を会員に広く呼びかけること、また採用区分の変更による異校種間異動の現状の紹介等を考えています。募集は、会報やホームページを通して行っていく予定です。

「学校事務必携」は昭和59年に創刊以来、継続して発行してきました。昨年度はより会員のニーズに合った使い勝手の良い必携となるようアンケートを実施し、改訂を続けてきました。本年度は、さらにリニューアルさせます。熊本市や県立・行政の事務職員にとっても使いやすい事務必携の編集作業に取り組みます。

さらに、熊事研の情報の発信や全国の学校事務職員との交流ができるよう、ホームページの内容の充実を図ります。

(5) 基本方針5「学校事務に関する全国レベルの情報収集と発信を行い、交流の活性化に努める」について

全事研からの諸調査は、研究部の情報調査班が主となり、各地区理事をはじめ各市町村教育委員会の協力の下に行います。調査結果については全事研のホームページに掲載されます。それぞれの実践や研究に役立てていただきたいと思います。

また全事研及び他県の学校事務研究会との協力関係を深め、情報交換を行うことにより、最新の情報を速やかに会員に届けるとともに、各地区研へもパイプを繋ぎ、地区研の活性化にも役立てたいと考えます。

(6) 基本方針6「全県下の共同実施、学校事務センター、コミュニティ・スクールの実態を把握し、

先進的実践の情報提供を行う」について

共同実施の更なる発展を目指して、各共同実施単位によりさまざまな取組が行われていると考えられます。また、平成 26 年度から導入された学校事務センターも更に導入地区が増えており、独自の取組が行われています。各学校事務センターでは経営案を作成し学校事務組織として、事務の効率化が図られています。今後、学校事務センターでの取組についてホームページを通じて紹介していきたいと考えています。

また、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現を目指す「コミュニティ・スクール」が一部学校ですでに導入され、「熊本版コミュニティ・スクール」は全県的に導入されようとしています。コミュニティ・スクール加配も実施され、学校事務職員が地域とともにある学校を創造する機能を担っています。今後の学校事務組織・学校事務職員の在り方との関連を含め、学校運営に参画できる共同学校事務室の実現に向けて、学校事務センターを含めた先進的実践等の情報提供を行います。

3 令和3年度の主な行事（機関会議を中心として）

年月日	事業内容				
	理事会	事務局会	研究部会	事務局・研究部 合同会	他
令和3年4月14日		第1回	第1回	第1回	監査会
5月12日	第1回 (Web会議)	第2回 (Web会議)	第2回 (Web会議)		
6月18日	令和3年度熊本県学校事務研究大会並びに総会（熊本市民会館）中止				
6月	令和3年度熊本県学校事務研究協議会定期総会 書面表決により開催				
7月中旬		第3回	第3回	第2回	
7月29日～	第27回全事研セミナー 2週間程度、オンラインにより開催予定				
8月上旬	第2回	第4回	第4回		
8月4日	全国公立小中学校事務職員研究会定期総会 書面表決により開催				
8月下旬			研修班会		
9月3日	第23回九州地区事務研究会役員研修会				
9月3日			第5回		
10月上旬			研究班会		
10月下旬		第5回	第6回	第3回	
11月下旬			研究班会		
11月下旬			第7回		
12月中旬	第3回	第6回	第8回		分科会運営会議
令和4年1月14日	第45回熊本県学校事務研究大会（熊本市民会館）				
1月下旬	第53回全国公立小中学校事務研究大会埼玉大会（埼玉県） オンラインにより開催予定				
2月中旬		第7回	第9回	第4回	
3月上旬	第4回	第8回	第10回		

V 第5号議案 令和3年度予算(案)

1 一般会計(案)

1) 収入

項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備考
繰越金	前年度繰越金	959,764	682,544	277,220	
会費	会費	1,162,000	1,704,000	△ 542,000	会員:2,000円×581名 (事務職員数)
助成金	研究助成金	150,000	150,000	0	(公財)日本教育公務員弘済 会熊本支部より
雑収入	雑収入	90,510	10	90,500	会場使用料還付90,500 預金利息10
合計		2,362,274	2,536,554	△ 174,280	

2) 支出

項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備考
運営費	需用費	250,000	130,000	120,000	各種消耗品代
	印刷製本費	0	0	0	
	役務費	150,000	45,000	105,000	郵送料、振込手数料 オンラインサービス手数料
	使用料賃借料	250,000	300,000	△ 50,000	機関会議等会場使用料、 備品使用料
	備品購入費	350,000	100,000	250,000	パソコン・ビデオカメラ等 IT関連機器
	旅費	500,000	870,000	△ 370,000	機関会議等旅費
	報償費	0	0	0	
	行動費	270,000	160,000	110,000	選考委員・役員行動費
研究助成金		150,000	150,000	0	研究部研究費
全事研大会準備金		250,000	300,000	△ 50,000	九州地区での開催に関わる 積立
全国大会派遣旅費補助		0	0	0	埼玉大会(オンラインによる)
予備費		192,274	481,554	△ 289,280	
合計		2,362,274	2,536,554	△ 174,280	

収入支出差引残金なし

上記のとおり提案します。

令和3年6月9日 熊本県学校事務研究協議会長

令和3年度における会費の取り扱いについて（案）

（目的）

- 1 この取り扱いは、令和3年度事業計画において一般会計の支出が従来より減少することが見込まれるため、熊本県学校事務研究協議会会則（以下、「会則」という。）第11条第2項にて定める会費の額とは異なる額とすることについて、必要な事項を定めるものである。

（会費の額）

- 2 令和3年度の会費は、会員1名につき年2,000円、賛助会員は年1,000円とする。

（成立の要件）

- 3 この取り扱いの成立については、会則第5条第1項を準用する。

（施行）

- 4 この取り扱いは、成立の日から施行し、令和4年3月31日をもって廃止する。

2 大会会計（案）

1) 収入

項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備考
繰越金	前年度繰越金	507,444	556,809	△ 49,365	
会費	大会参加費 及び資料代	1,162,000	1,136,000	26,000	会員：2,000円×581名 (事務職員数)
雑収入	雑収入	4	4	0	預金利息
合計		1,669,448	1,692,813	△ 23,365	

2) 支出

項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備考
研究大会費	需用費	100,000	100,000	0	大会消耗品・講師等弁当等
	印刷製本費	200,000	200,000	0	研究集録印刷
	役務費	40,000	40,000	0	大会要項等送料
	使用料賃借料	200,000	200,000	0	備品使用料
	旅費	300,000	300,000	0	講師・来賓旅費、役員旅費
	報償費	600,000	600,000	0	講師謝礼
	研究助成金	50,000	50,000	0	発表助成金
予備費		179,448	202,813	△ 23,365	
合計		1,669,448	1,692,813	△ 23,365	

収入支出差引残金なし
 上記のとおり提案します。
 令和3年6月9日 熊本県学校事務研究協議会長

3 全事研会計(案)

1) 収 入

項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備 考
繰越金	前年度繰越金	208,246	115,255	92,991	
会費	会費	330,000	330,000	0	1,000円×330名
雑収入	雑収入	0	0	0	預金利息
合 計		538,246	445,255	92,991	

2) 支 出

項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備 考
運 営 費	会費	200,000	200,000	0	1,000円×200名
	印刷費	35,000	5,000	30,000	会報増刷代
	役員費	47,000	7,000	40,000	全国大会地区送料、振込手数料
	旅費	100,000	170,000	△ 70,000	評議員会（埼玉）2名
予備費		156,246	63,255	92,991	
合 計		538,246	445,255	92,991	

収入支出差引残金なし
 上記のとおり提案します。
 令和3年6月9日 熊本県学校事務研究協議会長

4 全事研大会準備金積立金現在高（令和4年3月31日時点）

（単位：円）

区分	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	令和3年度中における増減		備考
				積立額	取り崩し額	
全事研大会 準備金	500,000	170,000	670,000	250,000	80,000	一般会計より繰入 250,000 全事研大会準備金会 計へ繰出80,000

5 全事研大会準備金会計（案）

1) 収 入

項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備 考
繰入金	積立金繰入金	80,000	0	80,000	全事研大会準備金積立金より繰入 80,000
合 計		80,000	0	80,000	

2) 支 出

項	目	本年度予算	前年度予算	比較増減	備 考
運営費	使用料賃借料	10,000	0	10,000	実行委員会会場使用料
	旅費	70,000	0	70,000	実行委員会旅費
合 計		80,000	0	80,000	

収入支出差引残金なし
上記のとおり提案します。
令和3年6月9日 熊本県学校事務研究協議会長

VI 第6号議案 会則改正（案）

（事務局次長の新設、任務、選出方法）

現 行	改 正 案
会則規定なし	第3章 役員 第7条第6項 事務局次長1名 第8条第6項 事務局次長は事務局長を補佐し、 事務局長不在の場合はその代理を する。 第9条第6項 事務局次長は会長が推薦した者と し、理事会において承認を得る。

書面表決最終日 一部改正

(資料1) 令和3年度 機関運営計画

1 理事会

(1) 機関としての理事会の位置付け

- 会則の規定

「理事会は必要の都度開き、重要案件について総会に代わり決議し、総会の決議事項にもとづいて会の運営にあたる。」（会則第5条）

(2) 理事会の人的構成

- 会長 1名 （会則第7条）
- 副会長 2名 （同）
- 理事 11名以内 （同）
- 事務局長 1名 （同）
- 研究部長 1名 （同）

* 理事会の決議は、各地区理事11名による。

-
- 事務局員 若干名 （同）
 - 会計 若干名 （同）

(3) 各役員の役割

- 会長 「会を代表し、会の目的達成の全責任を負う。」（会則第8条）
- 副会長 「会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。」（同）
- 理事 「会の総括的運営にあたる。」（同）
- 事務局長 「会務の執行を総括する。」（同）
- 研究部長 「研究部の活動を総括する。」（同）
- 事務局員 「事務局長を補佐する。」（同）
- 会計 「会計は会の会計を執行する。」（同）

(4) 各役員の選出方法

- 会長 「細則第2条により行うものとし、理事会で選出し、総会において承認を得る。」（会則第9条）
- 副会長 「理事会で選出し、総会において承認を得る。」（同）
- 理事 「各郡市の事務職員会長をもって充てる。」（同）
- 事務局長 「理事会で選出し、総会において承認を得る。」（同）
- 研究部長 「理事会で選出し、総会において承認を得る。」（同）
- 事務局員 「地区輪番制により選出された者及び会長が推薦した者とし、理事会において承認を得る。」（同）
- 会計 「事務局員をもってこれに充てる。」（同）

(5) 理事会開催計画

○ 第1回（半日）

(1) 開催時期と場所 5月12日（水） Web会議（Zoom）

(2) 主な議題と所管（事＝事務局長、研＝研究部長）

- 1 令和2年度事業報告、決算報告（事・研）
- 2 令和3年度役員（事）
- 3 令和3年度事業計画、会計予算案（事・研）
- 4 会則改正案（事）
- 5 令和3年度機関運営計画（事・研）
- 6 令和3年度熊本県学校事務研究協議会定期総会について（事）
- 7 第45回熊本県学校事務研究大会について（事・研）
- 8 その他懸案事項についての協議

○ 第2回（半日）

(1) 開催時期と場所 8月上旬 熊本市

(2) 主な議題

- 1 令和3年度熊本県学校事務研究協議会定期総会についての総括協議（事）
- 2 第45回熊本県学校事務研究大会について（事・研）
- 3 その他懸案事項についての協議

○ 第3回（半日）

(1) 開催時期と場所 12月中旬 熊本市

(2) 主な議題

- 1 第45回熊本県学校事務研究大会について（事・研）
- 2 令和4年度熊本県学校事務研究大会並びに総会について.....（事・研）
- 3 その他懸案事項についての協議

○ 第4回（半日）

(1) 開催時期と場所 3月上旬 熊本市

(2) 主な議題

- 1 令和3年度事業報告、決算報告（事・研）
- 2 第45回熊本県学校事務研究大会の総括協議
 - ・参加者集約、会計報告、準備・運営全般、開会行事（事）
 - ・全体研究会・分科会アンケート集約結果報告（研）
- 3 令和4年度熊本県学校事務研究大会並びに総会の運営・準備計画について
 - ・総会・研究大会期日及び借用施設（事）
 - ・大会要項について（事）
 - ・当日役員配置計画及び報告シート（事）
- 4 会長等選考（会長選考委員長）
- 5 その他懸案事項についての協議

2 事務局・研究部の業務分担と合同会計画

	事務局	研究部
1. 組織運営に関する こと	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会議に関する こと 開催通知、会場確保、旅費、 議案、記録 2. 会計に関する こと 予算、出納、決算、監査 3. 役員に関する こと 名簿、委嘱状 4. 全事研に関する こと 予算、出納、情報提供、 5. 渉外に関する こと 慶弔、県教委他団体との渉外 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 研究部会に関する こと 議案、記録 2. 理事会に関する こと 所管議案 3. 学校事務必携に関する こと 編集、発行 4. 調査に関する こと 企画、実施 5. 事務必携会計に関する こと 予算、出納、決算、監査 6. 広報に関する こと ホームページの管理・運営 会報の編集・発行 7. 合同会に関する こと 記録
2. 研究大会に関 すること	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後援に関する こと 後援申請、挨拶依頼、礼状 2. 会場に関する こと 予約、全体会場プラン、 諸準備物 3. 開催要項に関する こと 起案・印刷、発送 4. 日程管理に関する こと 準備日程、大会日程 5. 大会役員に関する こと 名簿、委嘱状、礼状、 講師依頼、役員配置 6. 大会・総会行事に関する こと 進行計画、総会議案、記録 7. 大会会計に関する こと 予算、出納、決算、 参加者集約 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開催要項に関する こと 企画 2. 全体研究会に関する こと 企画、レポート、記録、 役員配置 3. 研究集録に関する こと 編集、配布 4. アンケートに関する こと 様式、集計 5. 総会行事に関する こと 所管議案 6. 大会記録に関する こと 全体研究会、アンケート 7. 分科会運営に関する こと
3. その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 懸案事項に関する こと 	<ol style="list-style-type: none"> 1. ビジョン策定に関する こと 2. 学校事務センター、共同実施、 コミュニティ・スクールに関する こと

(資料2) 熊本県学校事務研究協議会会則

第1章 総 則

第1条 本会は熊本県学校事務研究協議会といい、事務所を事務局長所在の学校におく。

第2条 本会は熊本県の市町村立小中学校と特別支援学校の県費および市町村費の事務職員をもって組織する。

2 会員以外で本会の趣旨に賛同する者は賛助会員とする。

第3条 本会は次の目的をもつ。

1 学校教育の効果をあげるため学校事務の向上発展を図る。

2 会員の資質の向上につとめ、その社会的、経済的地位の向上を図る。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 学校事務に関する研究及び研究大会の開催

2 本会と目的を同じくする他団体との連絡・連携に関すること

3 その他、会の目的達成に必要なこと

第2章 機 関

第5条 本会は総会、理事会、事務局会、研究部会の機関をおく。

1 総会は最高の決議機関で、年1回開催する。

総会は、会員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数の賛成をもって決定する。

2 理事会は必要の都度開き、重要案件について総会に代わり決議し、総会の決議事項にもとづいて会の運営にあたる。

3 事務局会は理事会の決議にもとづいて、会務の執行にあたる。

4 研究部会は理事会の決議にもとづいて、研究活動の推進にあたる。

第6条 本会に運営上必要あるとき、会長は特別委員会を設置することができる。

2 この特別委員会に関する必要事項は細則で定める。

第3章 役 員

第7条 本会に次の役員をおく。

1 会 長 1名

2 副 会 長 2名

3 理 事 11名以内

4 監 事 2名

5 事務局長 1名

6 事務局員 若干名

7 会 計 若干名

8 研究部長 1名

9 研究部員 16名以内

10 顧 問 若干名

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

1 会長は会を代表し、会の目的達成の全責任を負う。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。

3 理事は会の総括的運営にあたる。

4 監事は会の会計を監査する。

- 5 事務局長は会務の執行を総括する。
- 6 事務局員は事務局長を補佐する。
- 7 会計は会の会計を執行する。
- 8 研究部長は研究部の活動を総括する。
- 9 研究部員は研究部長を補佐する。
- 10 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じる。

第9条 役員の選出方法は次のとおりとする。

- 1 会長の選出は細則第2条により行うものとし、理事会で選出し総会において承認を得る。
- 2 副会長は理事会で選出し、総会において承認を得る。
- 3 理事は各郡市の事務職員会長をもって充てる。
- 4 監事は地区輪番制により理事会で選出し、総会において承認を得る。
- 5 事務局長は理事会で選出し、総会において承認を得る。
- 6 事務局員は地区輪番制により選出された者及び会長が推薦した者とし、理事会において承認を得る。
- 7 会計は事務局員をもってこれに充てる。
- 8 研究部長は理事会で選出し、総会において承認を得る。
- 9 研究部員は各地区から選出された者及び会長が推薦した者とし、理事会において承認を得る。
- 10 顧問は、会長が推薦した会長経験者から選出し、理事会で承認を得る。

第10条 役員の任期は1年とする。但し再任はさまたげない。

第4章 会 計

第11条 本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。

- 2 会費は会員1名につき年3,000円、賛助会員は年1,000円とする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
本会の会計は総会において報告し、承認を得る。

第5章 雑 則

第13条 本会則の改正は、総会において行う。

第14条 本会則にもとづいて、本会運営に関する事項を定めるための細則を設ける。

第15条 細則は、理事会で決定し総会に報告する。

第16条 本会則は昭和49年10月25日から実施する。

昭和53年10月25日 一部改正

昭和54年10月24日 一部改正

昭和59年10月23日 一部改正

平成5年10月27日 一部改正（平成6年4月1日から実施）

平成7年11月9日 一部改正

平成12年2月22日 一部改正（平成12年4月1日から実施）

平成12年11月15日 一部改正（平成13年4月1日から実施）

平成13年10月24日 一部改正（但し、第5条については、平成14年4月1日から実施）

平成15年10月23日 一部改正

平成22年12月1日 一部改正

平成23年11月16日 一部改正(但し、第2条、第6条、第11条については、平成24年4月1日から実施)
平成26年10月22日 一部改正
平成27年12月2日 一部改正
平成30年6月22日 一部改正(但し、第4条、第11条については、平成31年4月1日から実施)
令和元年6月14日 一部改正

(資料3) 熊本県学校事務研究協議会細則

第1章 総則

第1条 熊本県学校事務研究協議会会則第14条の規定により、以下、本会の運営に必要な事項を定める。

第2章 会長等選考

第2条 本会に選考委員4名を置く。

第3条 選考委員は理事の中から選出する。

第4条 選考委員は会員の中より、立候補を含め会長候補者を募り、合議の上、選考し、理事会に報告する。

第5条 副会長、事務局長及び研究部長の選考については、選考委員会が会長の意向を聞いて選出し、必要に応じて他の理事に協力を要請することができる。

第6条 選考委員の任期は原則1年とし、その任期は理事会において選出された日から会長選考の終了する日までとする。

第3章 顧問

第7条 顧問は、本会の会員又は賛助会員であることとする。

第8条 顧問は、会長から諮問を受けた場合のみ、本会に対して意見等を述べることができる。

第4章 委任状

第9条 総会に出席できないものは、会長宛に委任状を提出する。

第10条 委任状の様式については、次のとおりとする。

熊本県学校事務研究協議会長 様

委 任 状

私儀、

_____により、 年 月 日に行われます、熊本県学校事務研究協議会総会
に出席できません。

よって、総会での議決について、会長 に委任いたします。

年 月 日

学校名

職 名

氏 名

印

※ 下線部には、欠席の理由（今般の都合、緊急時非常時）を記入ください。

第5章 雑則

第11条 本細則は平成13年10月24日から実施する。

平成15年5月30日 一部改正（委任状に関すること）

平成16年6月11日 一部改正（会長等選考に関すること及び副会長選出に関すること）

平成26年6月6日 一部改正（副会長選考に関すること）

平成31年3月4日 一部改正（委任状に関する事）
令和元年12月11日 一部改正（顧問に関する事）
令和3年3月5日 一部改正（委任状に関する事）

(資料4) 学校事務職員功労者表彰に関する内規

第1条（趣 旨）

本会は「学校事務の役割と使命」をともに再認識し、長年学校事務職員として勤務してきた者の業績を顕彰する。

第2条（功労者の表彰）

本会は各地区研、または事務局からの功労者表彰候補者の推薦に基づき、理事会で審査し、該当者を理事会の議決によって表彰することができる。

第3条（表彰基準）

表彰の基準は、原則として本会の会員で、次の各号に一に該当する者とする。

- 1 熊事研会員として定年退職を迎える者
- 2 学校事務の分野で特別な研究活動等の功績があった者
- 3 その他、必要がある場合は、理事会で協議し決定する

第4条（表彰）

被表彰者には、原則として総会において感謝状を贈る。

第5条（施行）

この内規は平成20年4月1日より施行する。

第6条（改正）

この内規の改正は理事会の議決による。

平成23年6月10日一部改正

平成27年5月27日一部改正

(資料5) 熊本県学校事務研究協議会ホームページ運用規程

(目的)

- 1 この運用規程は、熊本県学校事務研究協議会（以下「熊事研」とする）のホームページの開設及び運営について、必要な事項を定めるものである。

(ホームページの目的)

- 2 会員への広報活動、会の運営に必要な情報伝達活動を行うことをもって、目的とする。

(組織)

- 3 ホームページの管理責任者は熊事研会長とし、運用は研究部がその任にあたる。

(関係法令の遵守)

- 4 本ホームページは、「熊本県教育情報システム」を利用して運用している。したがって、「熊本県教育情報システム運用要綱」及び「熊本県教育情報システムワークショップ運用規程」を遵守するものである。

(管理責任者等の明示)

- 5 ホームページには、「熊本県教育情報システム登録ワークショップ」である旨の表記と、熊本県学校事務研究協議会のホームページであること、趣旨、管理責任者名、運用担当者名、問い合わせ先、情報の更新期日等、必要な情報を記載する。

- 5.2 会員向けの情報を公開するときは、必要な制限を行うものとする。

(公開)

- 6 定期的に公開する内容は当面、次のとおりとし、掲載にあたっては、別に定める手続きにより会長の承認を得るものとする。

- ・ 機関会議の議事録及びお知らせ
- ・ 会報に掲載する記事
- ・ 県大会についてのお知らせ
- ・ 全事研大会、セミナー等に関する熊事研からのお知らせ
- ・ その他、本会の目的達成に必要と思われる事項

(著作権)

- 7 熊事研ホームページ上の著作物における著作権は熊事研に属する。ただし、使用許諾を得た著作物の使用を妨げるものではない。また、作成にあたっては著作権法に十分留意し、違法な公表、複製等の行為を行わない。

(リンク)

- 8 熊事研ホームページをリンクする場合には、事前に会長の許諾を得るものとする。

- 9 ホームページから、他の教育上有用な内容を有するURLにリンクする場合は、必ず相手の承諾を得ること。

(その他)

- 10 この運用規程は、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 11 この運用規程に基づき、必要に応じて運用規程細則を定めることができる。

このホームページ運用規程は、平成15年9月1日より施行する。

平成19年7月1日一部改正

平成27年5月27日一部改正

運用規程細則

- 1 ホームページに情報を公開する手順として、掲載許可伺いを別途に定める。

(資料6) 特別委員会（機構整備委員会）設置に関する細則

(設置)

- 第1条 会則第6条第1項及び第2項の規定により、本会における会務運営に関する諸懸案事項の検討を行うための機構整備委員会を設置する。
- 2 機構整備委員会は会長並びに理事会の下におく。

(任務)

- 第2条 機構整備委員会は会長より付託された事項について調査・研究し、理事会に答申する。

(設置期間)

- 第3条 機構整備委員会を設置する期間は令和3年度までとする。

(構成)

- 第4条 機構整備委員会の構成は委員長、委員並びに書記とする。
- 2 委員長は委員より互選する。

(委員等)

- 第5条 機構整備委員会の委員は理事若干名、会長、副会長、事務局長、研究部長、会長が推薦するもの若干名とする。
- 2 書記は事務局員から2名とする。

- 第6条 機構整備委員会における委員長、委員並びに書記は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(任期)

- 第7条 機構整備委員会における委員長、委員並びに書記の任期は委嘱をされた日から理事会への答申を終えた日までとする。

(施行)

- 第8条 この細則は令和2年10月1日から、令和4年3月31日まで適用する。

(資料 7) 特別委員会（実行委員会）に関する細則

(設置)

- 第1条 会則第6条第1項及び第2項の規定により、全国公立小中学校事務研究大会で佐賀県にて主管する分科会を企画・運営するために、全国公立小中学校事務研究大会佐賀大会実行委員会（以下「実行委員会」という）を設置する。
- 2 実行委員会は会長並びに理事会の下におく。

(任務)

- 第2条 実行委員長は、実行委員会を代表し、委員会の会務を総括する。

- 第3条 実行委員会は理事会並びに事務局、研究部と連携をしながらその活動にあたる。

(設置期間)

- 第4条 実行委員会を設置する期間は令和3年度より佐賀大会の翌年度までとする。
但し、令和2年度は、実行委員会設立のために準備委員会を設置し、その設置期間は実行委員会設立までとする。

(実行委員等の選出)

- 第5条 実行委員会における委員長並びに委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 第2条の準備委員会の委員長並びに委員は会長が指名し、理事会において承認を得る。
- 3 熊事研役員が実行委員会及び、準備委員会の委員を兼ねることをさまたげない。

- 第6条 実行委員会の構成、人数及び人選等については準備委員会で検討する。

(任期)

- 第7条 実行委員会における委員長並びに委員の任期は、委嘱をされた日から佐賀大会の翌年度までとする。

(施行)

- 第8条 この細則は令和2年10月1日から、佐賀大会の翌年度まで適用する。

熊本県学校事務研究協議会の歩み 【関連事項】を含む

昭和44年 4月	城南三市三郡事務研究協議会発足（球磨人吉・八代郡市・水葦）
11月	第1回研究大会（人吉市）「くまがわ荘」
昭和47年 4月	城南地区学校事務研究協議会発足
昭和50年 4月	熊本県学校事務研究協議会として発足
昭和58年 4月	事務局制度発足（事務局員5名）・会報発行開始
昭和59年	「学校事務必携」発行開始
昭和60年 10月	第11回熊本大会において、事務局より「県事務研のあり方について」問題提起 国庫負担に関する請願開始
昭和61年 4月	事務局機能強化のため9人体制開始・学校事務基礎講座開始 【県立教育センターに学校事務講座が開設される】
平成元年	【3職種の広域交流人事が始まる 育児欠勤の制度化】
平成2年 4月	熊本市と飽託郡が合併し11地区体制となる（それまでは12地区）
10月	【給与振込制度の導入】
平成3年 7月	【全事研宮崎大会開催】
平成7年 4月	熊本市が組織加入し、県全体の組織加入となる。（それまで熊本市は個人会員）
11月	第21回熊本大会において事務局より「学校事務に夢と未来を求めて～事務研のよりよい在り方を探って～」問題提起
平成8年 4月	各地区事務局員制度スタート（事務局員14名）
平成9年 10月	第23回宇城大会において、事務局より「県事務研の活性化について」問題提起 【通勤、住居手当の認定権が校長に委任される】
平成10年 10月	研究大会会場の熊本市固定化およびレポートの毎年各地区一本制決定。
11月	「活性化検討委員会」が組織され、25日一回目の会合をもつ。 会報 第50号記念号発行（内容『歴代会長・事務局長祝辞』『県事務研究会報総目次』『中教審答申と事務職員』） 「学校事務五十年史」発行
12月	平成10年度第3回理事会にて「機構整備委員会」設置が決定
平成11年 2月	「機構整備委員会」の実働が開始する。
3月	第1回九州各県事務研究会役員連絡会（於 熊本市 水前寺共済会館）
平成12年 2月	活性化後初の大会開催（国体の関係で2月開催となる） 県外より230名の参加 （開催地の熊本市固定化、テーマ別分科会、全体研究会スタート）
平成12年 11月	第26回大会において研究部の設置が承認される。平成13年度より施行。 年会費 1,000円から2,000円へ値上げ 「学校運営改善研究のための 市町村基礎調査報告書」発表
平成13年 10月	研究部の設置 研究5か年計画スタート 「学校管理規則モデル案」発表
平成14年 10月	【人吉市で学校管理運営規則と関連規定が施行される】 「標準的職務通知集」発表
平成15年 4月	事務局員の選考方法が輪番制による地区選出になる（3地区 3～6名体制）
10月	「事務職員の標準的職務モデル案」発表
平成16年 6月	副会長、事務局長、研究部長の選考についての細則を定める
11月	第30回記念大会開催
平成17年 10月	第31回大会開催
平成18年 4月	全事研組織加入
10月	第32回大会開催
平成19年 10月	【県下一斉共同実施試行】
11月	第33回大会開催
平成20年 4月	功労者表彰制度スタート、【県下一斉共同実施開始】
11月	第34回大会開催
平成21年 6月	第35回大会開催
8月	第41回全事研福岡大会分科会発表
平成22年 3月	標準職務表の県教委通知の実現
12月	第36回大会開催
平成23年 7月	第43回全事研鳥取大会分科会発表
平成23年 11月	第47回全国公立小中学校学校事務研究大会（平成27年開催）の主管の委嘱を受ける 第37回大会開催
平成24年 4月	定期総会において「賛助会員制度」「特別委員会」設置が決定 第47回全国公立小中学校学校事務研究大会熊本大会準備委員会を設置（実行委員会設立まで）
10月	第38回大会開催
平成25年 4月	第47回全国公立小中学校学校事務研究大会熊本大会実行委員会を設置
10月	第39回大会開催
平成26年 3月	平成25年度第4回理事会にて「機構整備委員会」より答申
4月	【県内4箇所到学校事務センター設置、事務長配置】

10月	第40回記念大会開催
平成27年2月	定期総会において「研究部員の増員及び選出方法」について改正 「賛助会員の会費」について改正
4月	【県内 新たに4箇所、合計8箇所に学校事務センター設置、事務長配置】
8月5～7日	第47回全国公立小中学校事務研究大会（熊本大会）開催
12月	【中教審が三つの答申を取りまとめる】 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」
平成28年1月	【文部科学省「次世代の学校・地域」創生プラン策定】
4月	【県内 新たに4箇所、合計12箇所に学校事務センター設置、事務長配置】 熊本地震発生（前震14日21時26分M6.5、本震16日1時25分M7.3） （学校、会員が甚大な被害を受ける。6月の研究大会は中止）
平成29年2月	第41回大会開催
4月	【学校教育法 第37条第14項、事務職員の職務規定が改正され、事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改正される】 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、「共同学校事務室」が法制化される】 【県内 新たに2箇所、合計14箇所に学校事務センター設置、事務長配置】
平成30年6月	平成29年度研究大会及び総会開催
2月	第42回大会開催 「熊本版グランドデザイン」発表
4月	【県内 新たに1箇所、合計15箇所に学校事務センター設置、事務長配置】
6月	平成30年度研究大会及び総会開催 「会員の会費」について改正（平成31年度より） 事務局員の選出方法を、地区輪番制により選出された者及び会長が推薦した者とし、事務局員数の増員をはかる。
平成31年1月	【中教審が「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を取りまとめる】
4月	第43回大会開催 【県内 合計15箇所に学校事務センター設置、事務長配置】
令和元年6月	令和元年度研究大会及び総会開催 「顧問」新設、「役員を選出方法」について改正
令和2年1月	第44回大会開催 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休校措置開始
3月	感染症拡大防止のため、各公共施設（会議室等）の利用停止に 理事会・機関運営会議等の開催が不可となる。
4月	【県内 新たに1箇所、合計16箇所に学校事務センター設置、事務長配置】 7日 緊急事態宣言（7都府県） 16日 緊急事態宣言全国へ拡大
6月	令和2年度研究大会及び総会中止 委任状及び代表者のみでの総会を開催
10月	機構整備委員会を設置
令和3年1月	全国公立小中学校事務研究大会佐賀大会準備委員会を設置（実行委員会設立まで） 13日 県独自の緊急事態宣言（2月17日まで） 第45回大会延期 【中教審が『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』を取りまとめる】
4月	【県内 新たに2箇所、合計18箇所に学校事務センター設置、事務長配置】
6月	令和3年度研究大会及び総会中止 書面表決にて総会を開催